

子どもの貧困対策の推進について

【担当省庁：内閣府、法務省、厚生労働省、文部科学省】

1 子どもの貧困対策の拠点整備

京都府でも、母子・父子世帯の小・中学生の40人に1人の割合で孤食の状態になっており、このような貧困家庭の子どもについては、不規則な生活習慣になっているほか、学力低下や全日制高校進学率の低下が重要な問題となっている。

このため、京都府では、NPO等が行っている生活習慣の確立や学習習慣の定着支援、食事の提供などの多様な総合支援メニューによる子どもの貧困対策の拠点づくり「きょうとこどもの城」を進めている。

国においても、子どもの貧困対策として、そうした子どもの居場所の拠点づくりについて総合的支援制度を創設されたい。

特に、子ども食堂への効果的・安定的な食材供給体制の構築が重要であり、広域的・組織的に取り組む方が効果的であるため、国レベルでの食材提供の仕組みを構築されたい。

京都府の担当課	文化スポーツ部 文教課 (075-414-4516) 大学政策課 (075-414-4526) 健康福祉部 医療保険政策課 (075-414-4576) こども総合対策課 (075-414-4631) 商工労働観光部 労働・雇用政策課 (075-414-5085) 教育委員会 教職員企画課 (075-414-5789) 学校教育課 (075-414-5831) 保健体育課 (075-414-5861)
---------	--

- 京都府内の母子・父子世帯における食事の状況
 - ▶ 小・中学生の約40人に1人が孤食の状態にある (平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査結果)

- 貧困世帯の学力状況
 - ▶平成27年度「全国学力・学習状況調査」における平均正答率 (主なもの)

小学校6年生	国語	算数	理科
府全体	71.4	78.1	60.8
要保護家庭	54.3	60.0	45.4
準要保護家庭	65.7	70.0	54.2
ひとり親家庭	64.3	69.4	53.8

- 貧困世帯の全日制高校進学率
 - ▶中学校卒業生の主な進路状況 (平成28年3月)

京都府全体	要保護家庭	準要保護家庭	ひとり親家庭
94.1	73.7	90.3	87.7

※京都府平成27年度子どもの貧困の実態に関する調査結果

- 京都府が独自に取り組む「きょうとこどもの城づくり事業」の概要
 - ▶ 経済的な理由等で困難な課題を抱える子どもが、自分の家のように過ごせる「こどもの城」づくりのための総合支援メニューを創設
 - ▶ 利用者が多様なメニューから必要な支援を選択可能

きょうと子ども食堂の開設・運営支援	▶ こども食堂の開設と運営を支援 (毎月1回、年12回以上) 運営費 1万円/日 (上限150日) 開設費 20万円/1カ所
こどもの居場所の開設・運営支援	▶ ひとり親家庭の子どもの居場所の運営・開設支援 ▶ 生活困窮世帯等の子 (中学生等) を対象とした居場所を設置し生活能力や学力等の向上を支援
地域未来塾の開設	▶ 地域の協力による小・中学生対象の原則無料の学習支援
シェアハウスの開設	▶ 児童養護施設の退所児童などを対象としたシェアハウスを開設
フリースクールの実施	▶ 不登校児童・生徒の社会的自立を支援

- 子ども食堂と食材提供者を結ぶマッチングシステムの構築
 - ▶ 食品関係団体・農業団体・フードバンク事業者・社協等が連携して子ども食堂へ食材が届けられるような仕組みを構築
 - ▶ 各都道府県の実情に応じて食材提供者と食材提供を受ける側の調整を行う「拠点」を設置していただきたい。

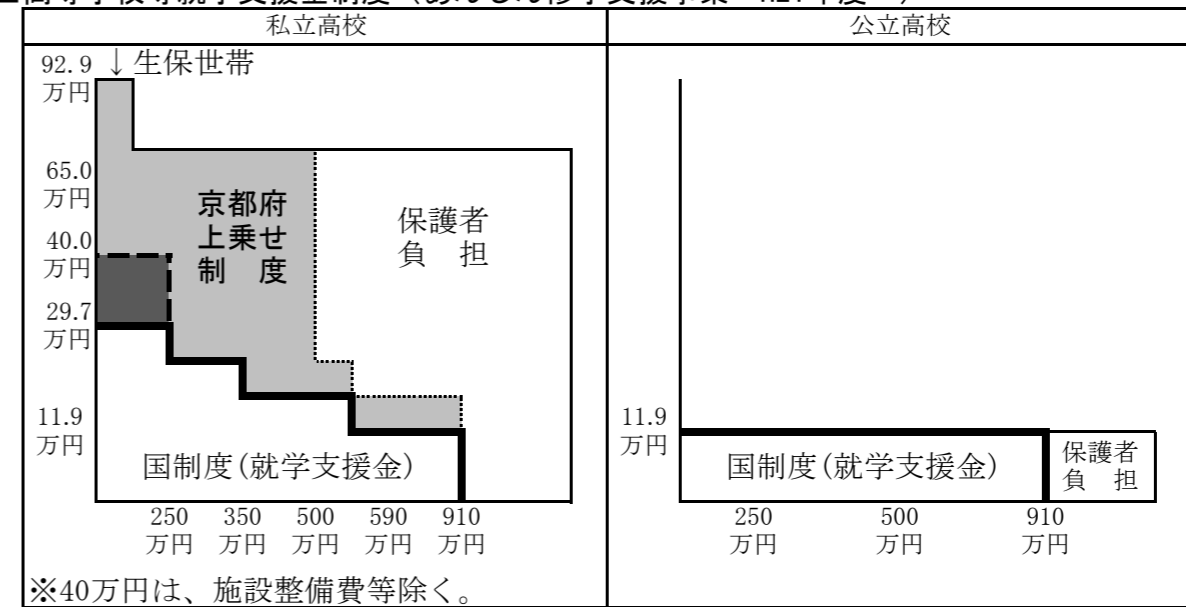
2 高校生の修学支援

経済的理由により、希望する高校での修学を断念することがないよう、国全体でしっかり支えていく必要がある。

現在の国の高等学校等就学支援金は住民税非課税世帯(概ね年収250万円未満)に対して29.7万円と、私立高校での修学に必要な額(年間授業料と併せて必要となる施設整備費等の合計額の全国平均は72万円)には大きく不足している。

まずは、住民税非課税世帯について、年間授業料の全国平均である約40万円の水準まで就学支援金を引き上げられたい。

■高等学校等就学支援金制度(あんしん修学支援事業 H21年度～)



■上記制度の効果

▶ 経済的理由による中退者率 20年度 4.0% → 27年度 2.7% ▲1.3%

■京都府の上乗せ制度(あんしん修学支援事業)に要する財政負担規模

H26	H27	H28
4,189百万円	4,187百万円	4,132百万円

*H26は基金1,288百万円含む

■国が先行実施した給付型奨学金制度の状況(多子世帯が対象となっていない。)

- ▶ 30年度に本格実施する本制度の対象は非課税世帯や社会的養護が必要な者が対象
- ▶ 少子化に貢献する多子世帯こそ教育費負担を軽減すべき(所得制限を設けて)

実施年度	対象	給付基準
29年度(先行実施) 【給付人員2,800人】	非課税世帯の私立自宅外生 児童養護施設退所者等社会的養護が必要な人	高等学校等在学時高い学習成績 意欲が有り進学後に優れた学習成績が見込まれる
30年度(本格実施) 【給付人員2万人】	非課税世帯 児童養護施設退所者等社会的養護が必要な人	高等学校等在学時高い学習成績 意欲が有り進学後に優れた学習成績が見込まれる

■奨学金貸与者の収入状況

- ▶ 日本学生支援機構の調査(平成27年度 奨学金の延滞者に関する属性調査)では、3か月以上の延滞者の77.0%が年収300万円未満、無延滞者では55.9%が年収300万円未満であり、延滞者の83.5%、無延滞者でも46.1%が奨学金の返還が負担と回答

■日本学生支援機構奨学金の貸与者の推移

- ▶ 平成27年度新規貸与者43万7千人のうち61.5%が有利子奨学金を利用、無利子を上回る
 - ▶ 教育の機会均等の実現には、非課税世帯ではない一定水準以下の所得世帯についても、無利子奨学金の成績基準を撤廃すべき
- ※京都府は、472万円以下の4人世帯の高校生を対象に成績要件なく修学金貸与制度を導入

■無利子奨学金の成績基準

- ▶ 高校評定平均値3.5以上

■奨学金延滞者の状況

- ▶ 奨学金の延滞者(延滞期間が3か月以上の者)は、平成22年度以降減少傾向にあるものの、平成27年度末時点で依然として16.5万人が存在

3 大学生等に対する奨学金制度の拡充

● 意欲と能力のある大学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、国全体でしっかり支えていく必要がある。国の「給付型奨学金制度」について、30年度本格実施時に対象とされる非課税世帯に限定することなく、少子化対策に貢献する一方で、教育費負担が重い多子世帯へ配慮するなど対象者の充実を図られたい。

● 新規貸与者の6割以上が有利子奨学金であるが、奨学金破産問題など、就職後の生活安定を図る必要がある。

奨学金を必要とする全ての子どもたちが利子の無い奨学金を受けられるよう、「無利子奨学金」の成績基準を緩和し、貸与人員を増員していただきたい。

- 平成29年度以降の「所得連動返還型奨学金制度」については、新規貸与者のみが対象となっている。

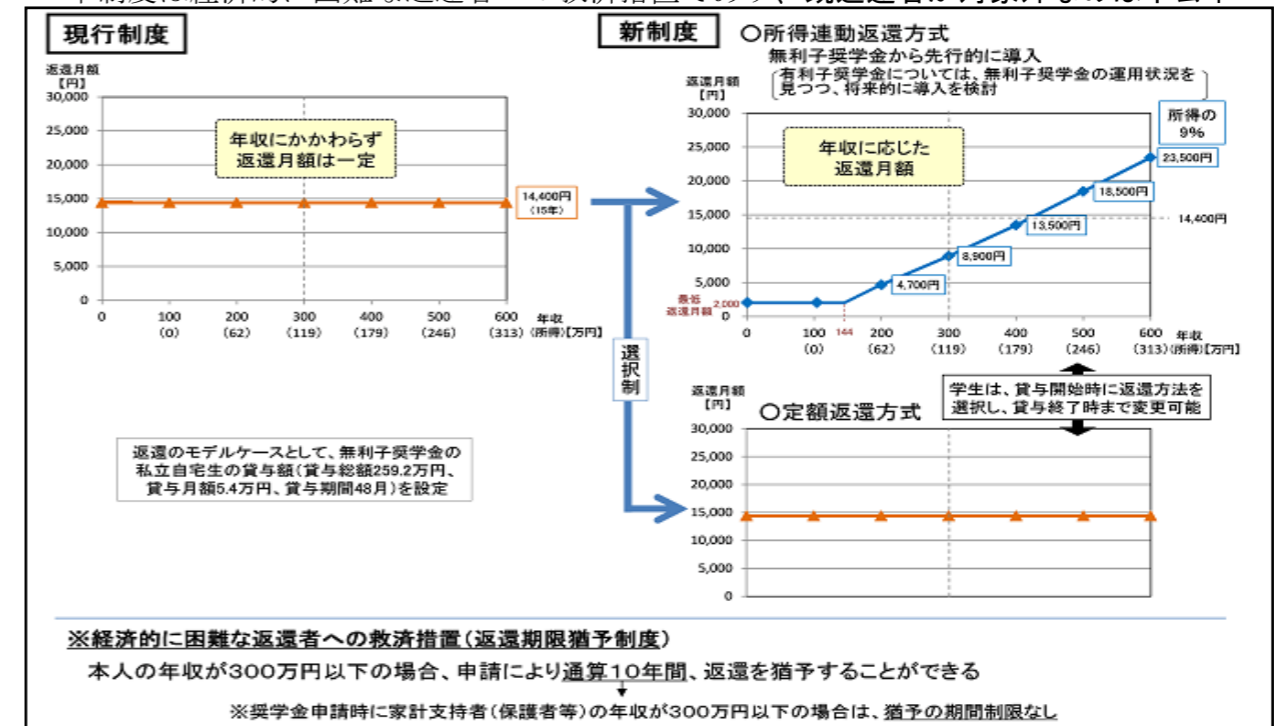
不公平感をなくすため、既に返還を開始している者に対しても制度の対象とし、経済的に困難な返還者を広く救済された。

4 養育費確保に向けた新たな仕組みの構築

離婚後の子どもの養育・教育環境を整えるため、養育費の取り決め等について民法が改正されたが、養育費の支払いが履行されないケースが増加しているため、その確実な履行を担保する新たな仕組みを構築していただきたい。

■所得連動返還型奨学金制度の状況

- ▶ 現行制度では、制度が開始された29年度以降の第一種奨学金（無利子）採用者が対象
- ▶ 本制度は経済的に困難な返還者への救済措置であり、既返還者が対象外なのは不公平



■養育費の支払い履行に向けた現行制度

- ▶ 平成23年の民法改正により父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明記された。(民法第766条第1項)
 - 離婚届書に養育費の取り決めの有無をチェックする欄を追加
 - 養育費の取り決めをした離婚者の割合：49%(H24年)→62%(H27年)に増加

平成23年度 京都府母子・父子世帯 実態調査結果		取り決めありの割合	
		母子世帯	父子世帯
	母子世帯	54.6%	17.5%
	父子世帯	20.3%	4.8%

■取り決めが行われても支払いを履行しないケースが多く、新たな仕組みの構築が必要

- ▶ 現行法には「取り決め」までの規定しかなく、「着実な履行」を盛り込むべき

5 子どもの貧困に係る抜本的な調査の実施

「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づき、国において、子どもの貧困率をはじめとした各種調査を実施される場合は、都道府県ごとの実態がわかるよう、大規模な調査をしていただきたい。

■都道府県の計画策定における現状

- ▶ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条では、「都道府県は、大綱を勘案して計画を定めるよう努める」こととされている。
- ▶ 現行の調査では、「子どもの貧困率」をはじめとして、都道府県ごとの数値が調査されておらず、本府の計画策定時には苦慮したところ。

■子どもの貧困に係る調査結果の府県へのフィードバック

- ▶ 次の各数値について、国が調査を実施される際には、都道府県ごとの数値が分かるような大規模な調査とし、その結果をフィードバックしていただきたい
 - ・子どもの貧困率及びひとり親家庭の貧困率：平成25年国民生活基礎調査
 - ・日本学生支援機構の奨学金で貸与が認められた者：日本学生支援機構調べ

子どもの貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)

国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。

また、地方公共団体が地域における子どもの貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。

6 学校指導体制の強化に向けた教職員の「働き方改革」

教員が子どもと向き合い、しっかりと指導できる環境づくりに向けて、多様な専門性を持つ人材と連携・分担するチーム体制を整備するため、以下の職員に配置を拡充していただきたい。

- ① スクールカウンセラー
- ② スクールソーシャルワーカー
- ③ 部活動指導員等の専門スタッフ

■現状・課題等

- ▶ 教員が子どもと向き合える時間を十分に確保するため、教員の担うべき本来業務に専念できる環境を整備し、「長時間労働という働き方の改善」が必要
- ▶ 京都府では、「教職員の働き方改革推進本部」を4月に設置し、教育課題に的確に対応しながら教職員の負担を軽減する方策の検討に着手

■スクールカウンセラー配置率(平成28年度)

- ▶ 小学校：12.9%、中学校・高校：100%、特別支援学校：9.1%
 - 小学校、特別支援学校で配置拡充を図る必要がある。

■スクールソーシャルワーカー配置率(平成28年度)

- ▶ 小学校：13.3%、中学校29.9%、高校6.4%、特別支援学校0%
 - 全校種において配置拡充を図る必要がある。

■部活動指導員

- ▶ 部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる新たな職(公務員)
 - 平成29年度：府立学校1校、中学校5校にモデル配置
 - 計画的な配置に向けて、財源を確保する必要がある。